

令和4年度
「緊急事態食料安全保障指針」
に関するシミュレーション演習
の実施内容について（案）

令和4年12月
農林水産省

緊急事態食料安全保障指針

○ 農林水産省では、不測の要因により食料の供給に影響が及ぶおそれのある事態に的確に対処するため、政府として講ずべき対策の基本的な内容、根拠法令、実施手順等を示した「緊急事態食料安全保障指針（以下「指針」という。）」（平成24年9月農林水産省決定）を策定。

※下線部分は令和3年7月1日改正

○食料安全保障対策の概要

平素からの取組

- ・ 食料自給力の維持向上
- ・ 適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保
- ・ 国内外の食料供給に関する情報の収集・分析・提供
- ・ 平素からの効率的な情報収集・発信のための省内体制を強化
- ・ 早期の警戒監視の強化
- ・ 早期注意段階を新設し、情報の収集・分析の強化と、関連業界、消費者への的確な情報発信等を実施
- ・ 事業継続計画等の策定、状況に応じた見直し等を促進

レベル0 レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合

- ・ 食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供
- ・ 備蓄の活用と輸入の確保
- ・ 規格外品の出荷、廃棄の抑制などの関係者の取組の促進
- ・ 食料の価格動向などの調査・監視

レベル1 特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回ると予測される場合を目安

- ・ 緊急の増産（国民生活安定緊急措置法）
- ・ 生産資材（種子・種苗、肥料、農薬）の確保（国民生活安定緊急措置法など）
- ・ 買い占めの是正など適正な流通の確保（買い占め等防止法など）
- ・ 標準価格の設定などの価格の規制（国民生活安定緊急措置法）

レベル2 1人1日当たり供給熱量が2,000kcalを下回ると予測される場合を目安

- ・ 熱量効率が高い作物などへの生産の転換
- ・ 既存農地以外の土地の利用
- ・ 食料の割当て・配給及び物価統制（物価統制令、国民生活安定緊急措置法、食糧法）
- ・ 石油の供給の確保（石油需給適正化法）

○食料の供給に影響を及ぼす不測の要因

（1）国内における要因

- | | |
|----------------------|------------------|
| ①大規模自然災害や異常気象 | ④食品の安全に関する事件・事故 |
| ②感染症の流行 | ⑤食品等のサプライチェーンの寸断 |
| ③家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫 | ⑥地球温暖化等の気候変動 |

（2）海外における要因

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ①大規模自然災害や異常気象 | ⑩石油等の燃料の供給不足 |
| ②感染症の流行 | ⑪地球温暖化等の気候変動 |
| ③家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫 | ⑫肥料（養殖用飼料）需給のひっ迫 |
| ④食品の安全に関する事件・事故 | ⑬遺伝資源の入手困難 |
| ⑤港湾等での輸送障害 | ⑭水需給のひっ迫 |
| ⑥輸出国における紛争、政情不安、テロ | ⑮単収の伸び率の鈍化 |
| ⑦輸出国における輸出規制 | ⑯水産資源の変動 |
| ⑧輸出国一輸入国間等の貿易上の障害の発生（貿易摩擦） | ⑰人口増加に伴う食料需要増加 |
| ⑨為替変動 | ⑱バイオ燃料向け需要の増加 |
| | ⑲新興国との輸入の競争 |

○不測の事態に対する体制

食料安全保障室

- ・ レベル0以降の事態が発生又は当該事態に発展するおそれがあるとの判断
- ・ 食料供給に関する対策検討チームを開催

農林水産省対策本部

（本部長：大臣、本部長代理：副大臣、副本部長：大臣政務官）

- ・ 不測時のレベルについて判断
- ・ 農林水産省が実施すべき対策の協議・決定
- ・ 政府対策本部の設置要請

政府対策本部

- ・ 不測の事態のレベルの判定
- ・ 政府一体となって取り組むべき対策を決定

(参考) 緊急事態食料安全保障指針の規定に基づく実施体制

政府全体

平時

○緊急時の食料安全保障に関する関係府省会合

- ・緊急時における食料の安定的な供給を確保するために必要な施策を府省横断的に検討するための場として平時から設置

(本部長) ・農林水産大臣 (副本部長) ・農林水産副大臣
 (本部長) ・内閣官房副長官
 ・内閣府副大臣 (沖縄及び北方対策)
 ・内閣府副大臣 (消費者及び食品安全)
 ・内閣府副大臣 (防災) ・経済産業副大臣
 ・外務副大臣 ・国土交通副大臣
 ・厚生労働副大臣 ・防衛副大臣

○幹事会

(議長) ・農林水産省大臣官房参事官(食料安全保障)
 (構成員) ・関係省庁課長級
 (事務局) ・農林水産省大臣官房政策課食料安全保障室

オブザーバー参加

レベル0 (発生又は予見)

○食料供給に関する対策検討チーム

- ・不測の事態(レベル0)が発生し又は発生する恐れがある場合、食料安全保障室が開催
- ・状況把握と事態の深刻度を分析し、講ずべき対策について検討
- ・政策課長等は、分析及び検討結果を大臣に報告

(構成員) 関係局庁等の課室長級

レベル1・2

○政府対策本部

- ・農林水産大臣が内閣総理大臣に事態の悪化を報告し、必要と判断された場合に政府対策本部を設置・開催
- ・政府対策本部が不測の事態のレベル1及び2の判定を実施
- ・レベルに応じた対策の実施を決定

※ 対策本部長は事態に応じて判断

農林水産大臣から要請

農林水産省

<食料安全保障アドバイザリーボード>

- ・食料安全保障に関する様々な事項について、外部有識者の知見を得ながら、平時から検討するための体制(メンバー)
- ・外部有識者(研究者、シンクタンク、実務者)(事務局)
- ・農林水産省政策課食料安全保障室

WGの報告を受け食料安全保障室が召集

○食料供給に関する情報分析ワーキンググループ

- ・平時において、国内外の食料需給に関する情報を集約
- ・国内外の需給見通しや価格動向等を取りまとめて共有、対外的に定期的に公表(食料安全保障月報)
- ・早期注意段階における情報の収集・分析の強化(構成員) 関係局庁等の補佐級

※「緊急事態食料安全保障指針に関するシミュレーション演習」平素から、指針に基づく方策についてのシミュレーション演習を実施。アドバイザリーボードの助言も得ながら、対応手順の実効性等を検証し、必要に応じて見直し・拡充を行う。

政策課長等から大臣に報告

○農林水産省対策本部

- ・大臣が不測の事態の深刻度をレベル0と判断した場合、設置・開催
- ・農林水産省として講ずべき対策を決定
- ・不測の事態がさらに悪化した場合、政府対策本部の設置を要請

(本部長) ・農林水産大臣 (本部長代理) ・農林水産副大臣
 (副本部長) ・農林水産大臣政務官
 (本部長) ・農林水産事務次官、農林水産審議官、大臣官房長、各局庁長官・局長、各総括審議官ほか

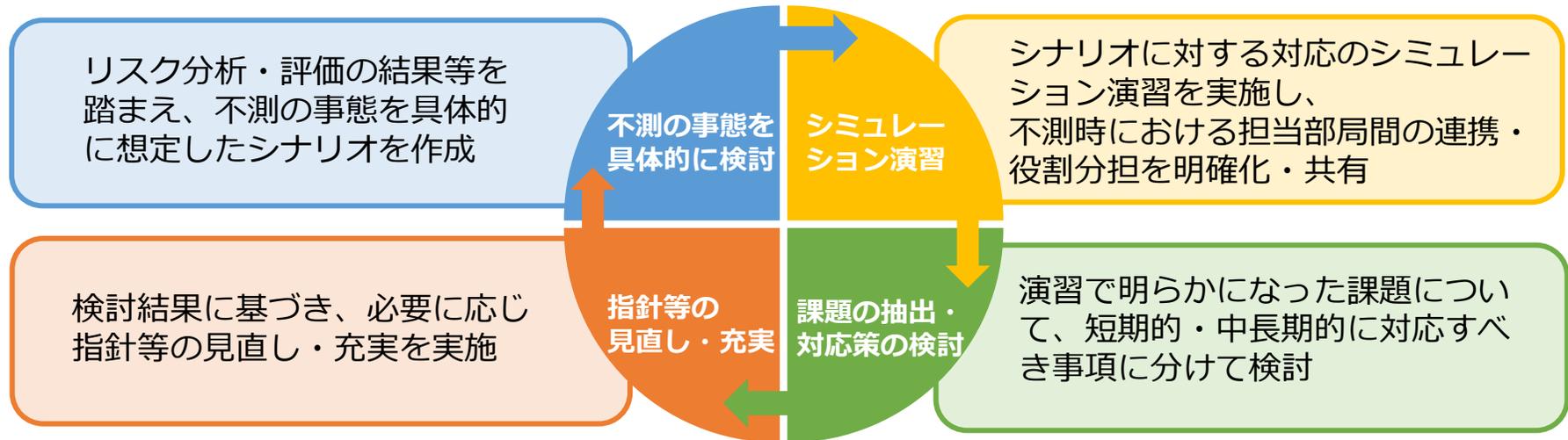
○農林水産省対策本部事務局

(事務局長) ・大臣官房総括審議官
 (事務局長代理) ・大臣官房政策課長等
 (事務局員) ・関係局庁等の課室長級
 (庶務) ・大臣官房政策課食料安全保障室

シミュレーション演習について

不測の事態（国内生産の減少、輸入の減少・途絶 等）への対応

常に検証



背景

- 平成27年度に策定された食料・農業・農村基本計画より、国内における不作や輸入の大幅な減少など食料の安定供給に影響を及ぼす不測の事態が生じた場合に緊急事態食料安全保障指針（以下「安保指針」という。）に基づく備蓄の活用や代替輸入の確保、緊急増産等の対策を迅速かつ的確に対応するため、想定される事態ごとのシミュレーションを実施し、対応手順の実効性の検証、必要に応じた見直しや更なる充実を行う旨明記されている。
- これを受け、これまで平成27年度、令和元年度、令和3年度の計3回、安保指針に即したシミュレーション演習を実施している。

目的

- 緊急時においても円滑な食料供給を維持するため、不測の事態を具体的に想定した上で、必要となる対応を検討しその実施手順を整理するとともに、担当部局間の連携・役割分担を明確化し、関係者全体で共有する。
- 演習の過程で明らかになった課題について、短期的あるいは中長期的に対応すべき事項に分けて検討し、その結果を指針に反映させること等により、不測時の対応について常に検証を行う。

これまでに実施したシミュレーション演習

	平成27年度	令和元年度	令和3年度
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 事前の調査票を基にした対面での議論 有識者の講評を受け実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事前の調査票を基にした対面での議論 有識者の講評を受け実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事前の調査票を基にした対面での議論 有識者の講評を受け実施
シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> 国内の不作により米の生産が大幅減少 世界的不作により小麦の輸入が大幅減少 北米や南米におけるとうもろこしの輸入が大幅減少 (各作物ごとに実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 小麦、大豆及びとうもろこしの世界的な不作により、それらの輸入が大幅に減少 	<ul style="list-style-type: none"> 小麦、大豆及びとうもろこしの世界的な不作により、それらの輸入が大幅に減少
成果	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な不測の事態を想定した上で、指針に基づく対応手順や関係部局の役割分担を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・情報発信の方法、生産転換に係る生産資材の確保、農地の確保、生産技術指導について確認 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月に新設した早期注意段階からレベル2までの指針に基づく対応手順や関係部局の役割分担を確認 重点テーマとした、消費者対策について確認
課題	<ul style="list-style-type: none"> 平時からの食料安定供給ワーキンググループ位置づけについて検討する必要 レベル0に至るまでの状況においても、平時とは異なる情報収集、早期の国民への情報提供、相談対応の構築が必要 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集については、輸入商社や輸出国の生産者団体、輸出業者との平時からの密な関係の構築や在外公館のアタッシェ、コンサルタントを通じた独自情報収集ルートの高度化に努めるなど、情報収集体制を強化していく必要 消費者対策として、食べ方や代替品の提示を含む効果的な発信情報を行うため、省内の連携を図っていく必要 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者対策として、早期注意段階からレベル1におけるより効果的な情報発信に関する具体的な方法について、平素より検討しておく必要 レベル2で想定される食料の割当てや配給、物価統制等の強い規制を実施する段階で求められる消費者対策について具体的に検討する必要 <p style="text-align: right;">等</p>

令和4年度安保指針シミュレーション演習の実施方針

目的

本年度のシミュレーション演習については、農林水産業・地域の活力創造プラン（令和4年6月21日改訂）において、「ウクライナ情勢等を踏まえた新たなリスクに対応したシナリオに基づいて実施する」とされていることを踏まえ、これまで実施してきた「食料の供給減少」（メインシナリオ）に加え、「生産資材（肥料、農薬、種子・種苗）の供給減少」（生産資材シナリオ）を実施する。

【農林水産業・地域の活力創造プラン（令和4年6月21日改訂）抜粋】

緊急事態食料安全保障指針に基づくシミュレーション演習について、ウクライナ情勢等を踏まえた新たなリスクに対応したシナリオに基づいて実施する

日付

メインシナリオ

令和4年12月12日（月）於：農林水産省内会議室

[午前の部] 9時50分～12時00分（早期注意段階、レベル0）

[午後の部] 14時00分～15時30分（レベル1）

生産資材シナリオ（肥料、農薬、種子・種苗）

日時・場所：未定（調整中）

参加者

- ・農林水産省内関係部局（各品目、各資材、農地整備、技術、広報担当等）、関係省庁
- ・関係業界団体(生産資材シナリオ)
- ・食料安全保障アドバイザリーボードメンバー

メインシナリオの概要について

- 世界的な不作の発生により小麦、大豆、とうもろこしの我が国への輸入が大幅に減少。
- 事態ごとの対応について、必要となる対応を検討しその実施手順を整理するとともに、担当部局間の連携・役割分担を明確化する。

20XX年6月～ ～早期注意段階

発生事象

- ・ロシア西部を中心とした異常高温、異常少雨
- ・ロシア、ウクライナの穀物等の生産量が20%以上減少する見込み
- ・ロシアは輸出規制を実施
- ・我が国は直接的な影響はないものの、食料価格が高騰し、間接的に影響が発生

対応策

- ・情報収集・分析・発信

等

20XX+1年6月～ ～レベル0

- ・北米で発生した高温乾燥
- ・事態がレベル1以降に発展する可能性があるため、レベル0を発動

- ・備蓄の活用
- ・輸入の確保
- ・食品産業事業者等への取組の促進
- ・価格動向の把握するために講じる措置

等

20XX+1年9月～ ～レベル1

- ・北米で発生した高温乾燥に加え、豪州で豪雨発生
- ・小麦、大豆、とうもろこしの供給が平時の2割以上減少するおそれがあるため、レベル1を発動

- ・小麦・大豆について、安保指針に基づき、少なくとも平時の8割の水準まで回復させる緊急増産等を内容とする緊急食料確保計画の策定

等

生産資材シナリオの概要について

- 生産資材（肥料、農薬、種子・種苗）の供給量が減少。
- 肥料原料の主要輸出国の輸出規制、農薬原体の主要輸出国の輸出規制、主要な野菜種子産地の異常気象による生産減少のシナリオに基づく対応について、必要となる対応を検討しその実施手順を整理するとともに、担当部局間の連携・役割分担を明確化する。

肥料

農薬

種子・種苗

発生事象

・肥料原料の主要輸出国が自国の供給を優先する目的で肥料原料の輸出規制を実施。これにより、当該国から輸入していた肥料原料の供給が減少することが見込まれた。

・農薬原体の主要輸出国が自国供給を優先する目的で農薬（原体含む）の輸出規制を実施。これにより、その主要輸出国から輸入していた特定の原体の供給が減少することが見込まれた。

・主要な野菜種子産地のA国において一か月間にわたり曇天・降雨が続いた後、農作物への記録的な病害のまん延が発生。A国で行われていた野菜Bの種子生産に壊滅的な影響が生じ、A国からB種子の我が国への輸入量が大幅に減少することが見込まれた。

対応策

・情報収集・分析・発信
・当面の肥料の供給の確保について

等

・情報収集・分析・発信
・当面の農薬原体の供給の確保について

等

・情報収集・分析・発信
・当面の野菜種子・種苗の供給の確保について

等